

川上村農業集落排水事業経営戦略

計画期間： 2018 年度 ～ 2027 年度
(平成 30 年度) (平成 39 年度)

平成 30 年 3 月

長野県川上村

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	8
(1) 処理区域内人口の予測	8
(2) 汚水処理需要の予測	8
(3) 使用料収入の見通し	9
(4) 施設の見通し	10
(5) 組織の見通し	11
3. 経営の基本方針	12
(1) 基本方針	12
(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針	12
4. 投資・財政計画（収支計画）	13
(1) 投資・財政計画（収支計画）	13
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	13
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	15
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	16
投資・財政計画（収支計画）	17
経営比較分析表	18
用語解説	19

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 7 年度 (供用開始後 22 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内 人口密度	16.85 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	4 処理区 (大深山処理区、居倉処理区、川端下処理区、秋山梓山処理区)		
処理場数	4 処理場		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	実績はありません。		

② 使用料

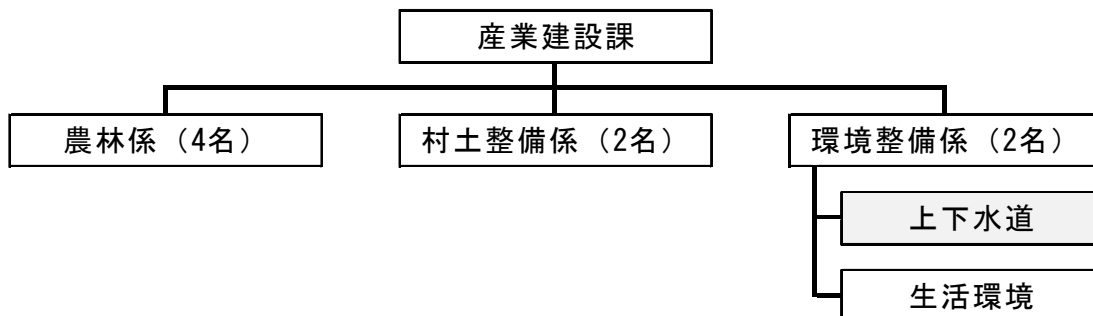
一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用しています。 基本料金は月額 1,500 円、従量料金は 130 円/㎡です。				
業務用使用料体系 の概要・考え方	業務用使用料体系は採用していません。				
その他の使用料体系 の概要・考え方	その他の料金体系はありません。				
条例上の使用料※ 1 (20 ㎡あたり)	平成 26 年度	4,428 円	実質的な使用料※ 2 (20 ㎡あたり)	平成 26 年度	4,109 円
	平成 27 年度	4,428 円		平成 27 年度	3,925 円
	平成 28 年度	4,428 円		平成 28 年度	3,930 円

※ 1 一般家庭における 20 ㎡あたりの使用料（税抜）をいいます。

※ 2 料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 ㎡を乗じたものをいいます。

③ 組織

農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業及び簡易水道等事業は、産業建設課環境整備係が所管しています。



④ 職員数

環境整備係の職員は2名で、1名は上下水道業務を、1名は生活環境業務を主に担当し、互いに業務を兼務しています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

ア 民間委託（包括的民間委託を含む）

終末処理場の運転管理、マンホールポンプの維持管理を民間に委託しています。

イ 指定管理者制度

実績はありません。

ウ PPP・PFI

実績はありません。

② 資産活用の状況

ア エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

実績はありません。

イ 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

実績はありません。なお、未利用地や施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

① 収益的収支比率について

川上村農業集落排水事業の収益的収支比率は以下のとおりです（図-1）。

収支比率が70%台後半から80%台で推移していますが、一般会計からの繰入金を控除した場合の収益的収支比率は15%以下です。このことから、収益の大半が一般会計繰入金となっており、料金だけでは下水道事業の運営に必要な費用を賄えていません。

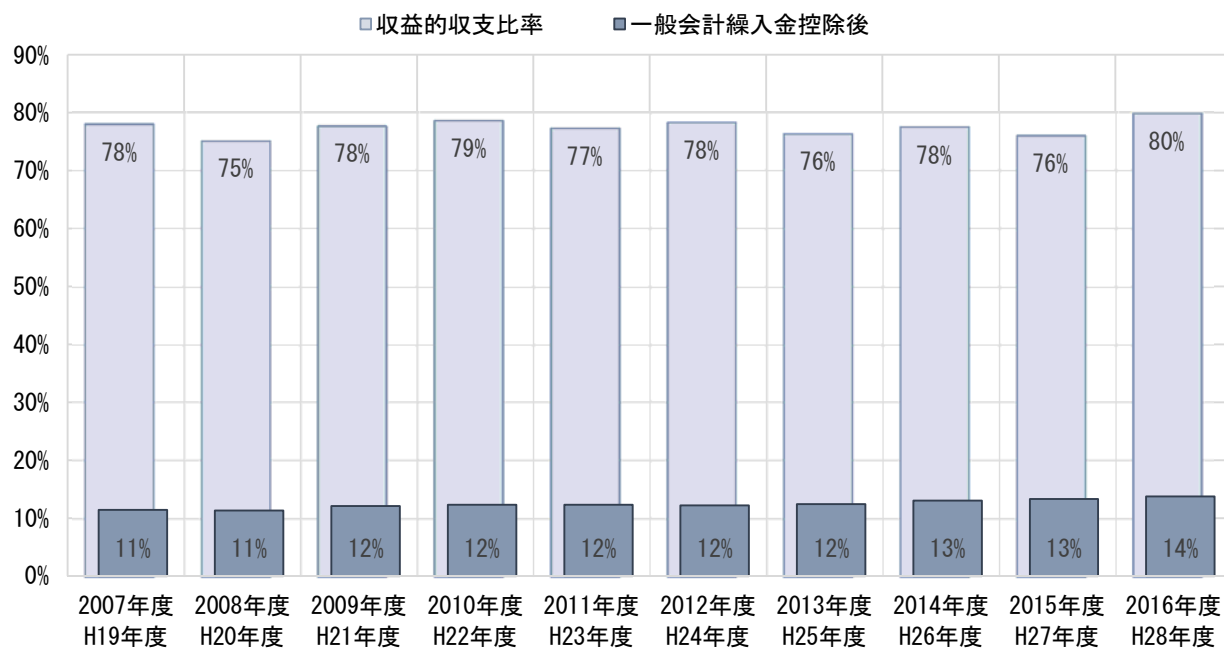


図-1 収益的収支比率

② 地方債残高対事業規模比率について

川上村農業集落排水事業の地方債残高対事業規模比率は以下のとおりです（図-2）。

平成28年度では、5416%（54.2倍）となっています。

これは、仮に使用料等の営業収益をすべて地方債の償還に充てたとしても完済までには約54年を要することを意味します。地方債の残高は平成28年度末で約1,355百万円です。

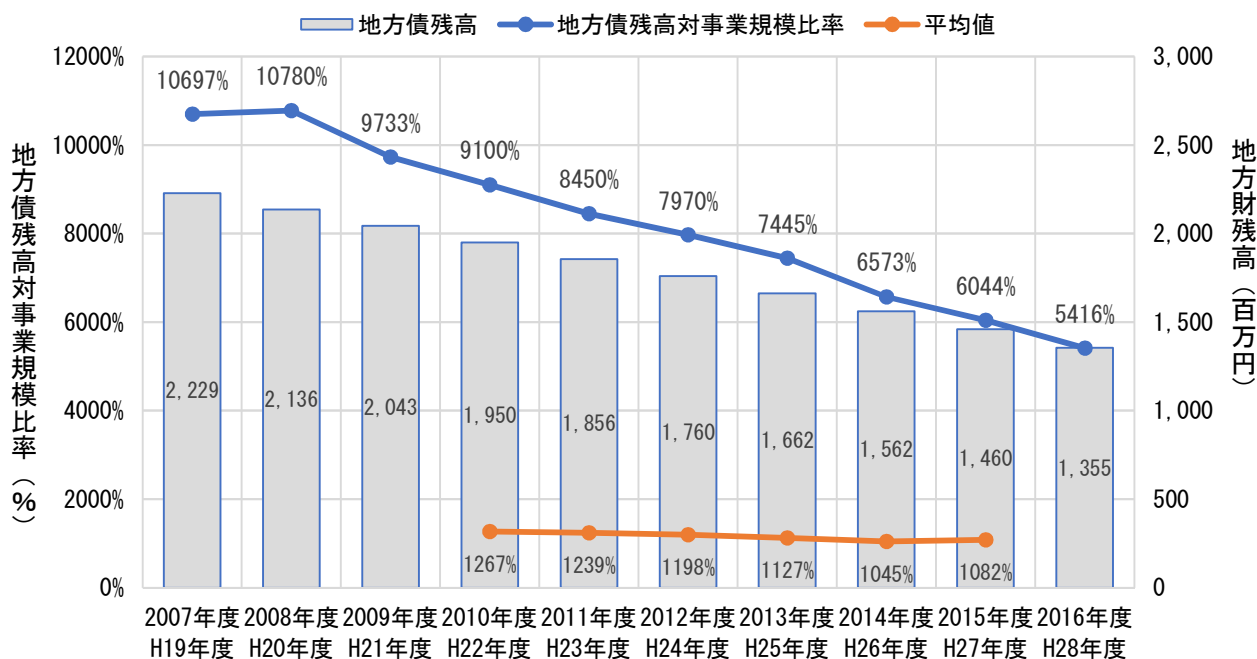


図-2 地方債残高対事業規模比率

※平均値は、全国の類似規模団体の数値です。経営戦略時点では平成27年度分までが公表されているため、比較の対象は平成27年度以前の数値となります（以下同じ）。

③ 経費回収率について

川上村農業集落排水事業の汚水処理原価の経費回収率は以下のとおりです（図-3）。

平均値並みで推移していますが、100%を下回っており使用料収入で汚水処理原価を賄えていないということになります。平成28年度の経費回収率は51%です。これは仮に汚水処理原価を料金収入だけで賄おうとすると、現在の料金水準の約2倍程度が必要ということになります。

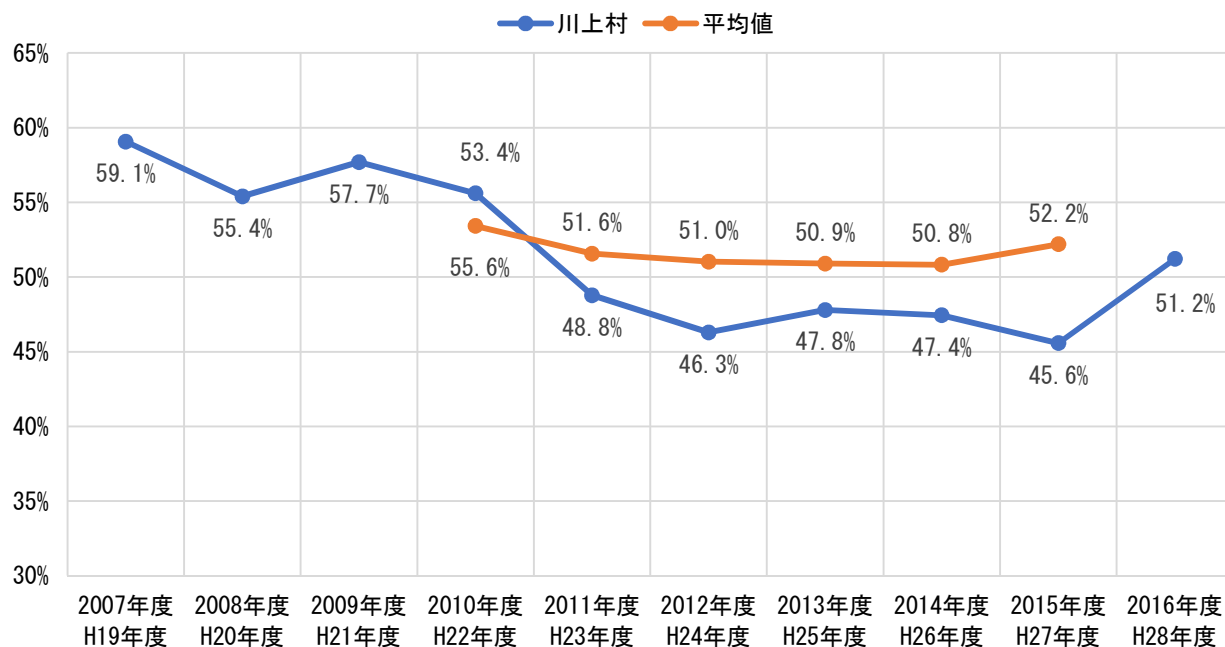


図-3 経費回収率

④ 汚水処理原価について

川上村農業集落排水事業の汚水 1 m³あたりの処理原価は以下のとおりです（図-4(1)）。類似規模団体の平均値より高い水準で推移しています。

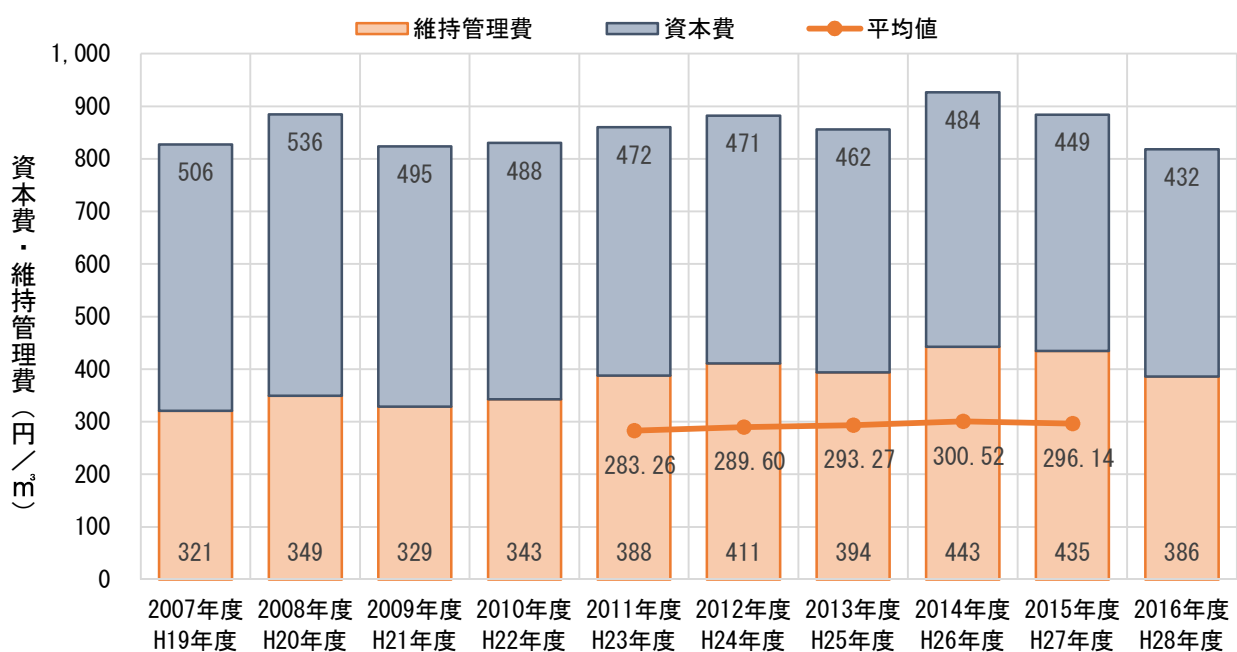


図-4(1) 汚水処理原価

資本費については、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる経費については、一般会計が負担することが認められています。

図-4(1)の資本費は一般会計が負担した部分を除いた額であり、実際に支出した額による1 m^3 あたりの資本費は図-4(2)の通りです。青色の部分が図-4(1)の資本費に相当し、資本費のうち半分以上を一般会計が負担していることがわかります。

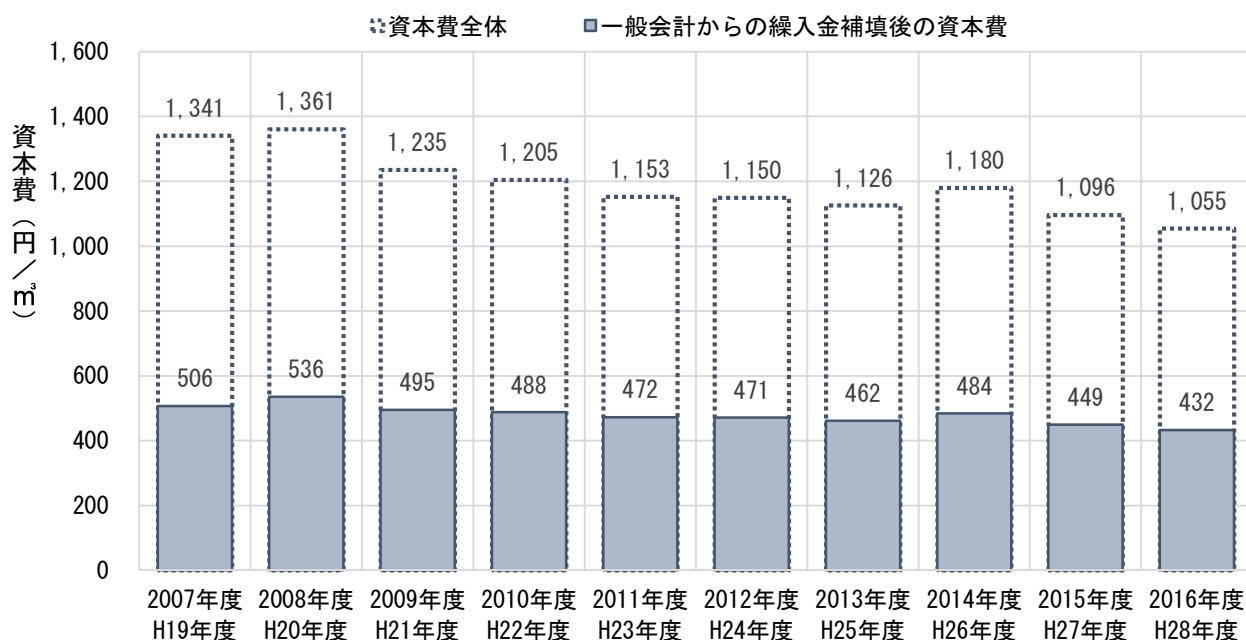


図-4(2) 資本費

平成28年度の汚水処理原価とその財源の構成は、以下のとおりです(図-5)。使用料収入で賄われているのは全体の23%で、残りは一般会計からの繰入金を充当しています。

しかし、汚水処理原価が一般会計からの繰入金によって賄われていることは本来あるべき状況とは言えません。料金収入をもって経営を行うことを基本原則として、住民生活に不可欠なインフラを維持し、必要なサービスを将来にわたって提供していくためには、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収し、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があります。

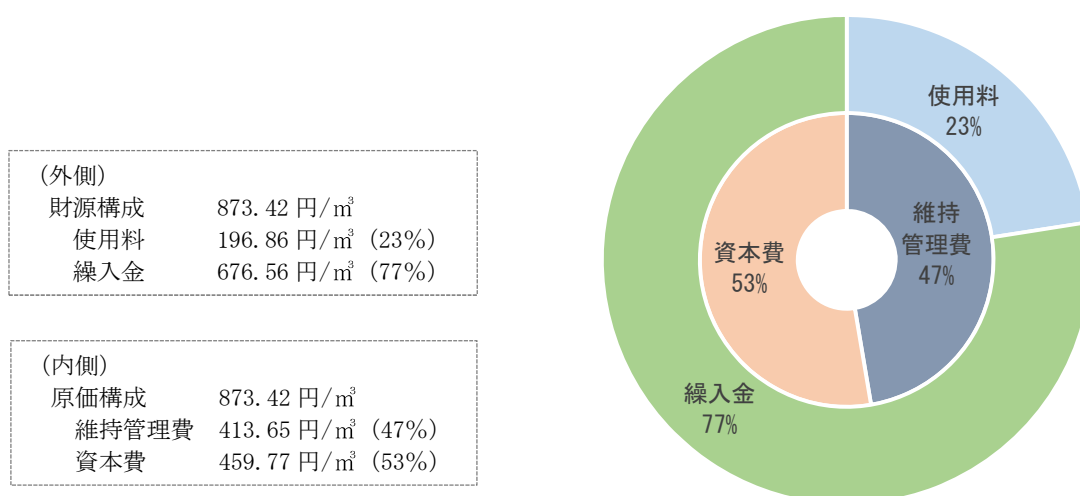


図-5 汚水1 m^3 の処理に要する原価及び財源構成

(参考) 下水道使用料

川上村農業集落排水事業の汚水 1 m³あたりの使用料及び使用料収入総額は、以下のとおりです(図-6)。使用料だけでは汚水処理原価のうち維持管理費も回収できていない状況です。

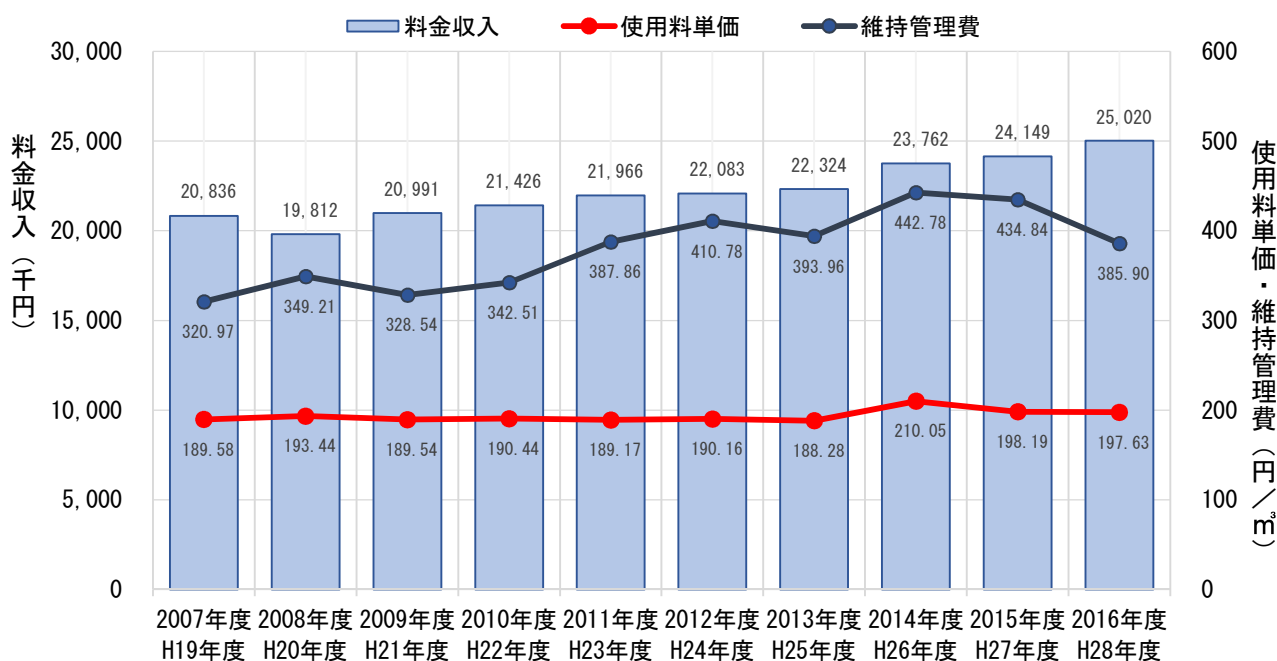


図-6 下水道使用料単価

⑤ 施設利用率について

川上村農業集落排水事業の施設利用率は以下のとおりです(図-7)。また、図-8は、処理能力と最大処理量を示したものです。

施設利用率は一般的には高い数値が望ましいですが、季節によって処理量に大きな変動がありますので最大処理水量を考慮した施設規模となっている必要があります。

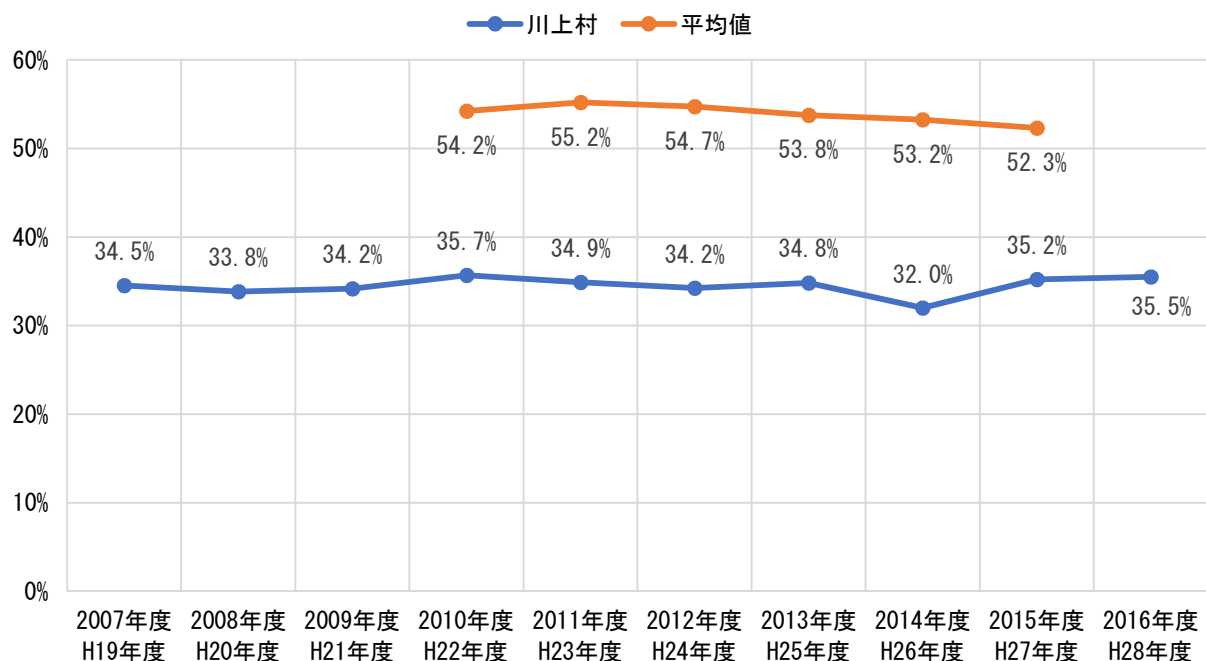


図-7 施設利用率

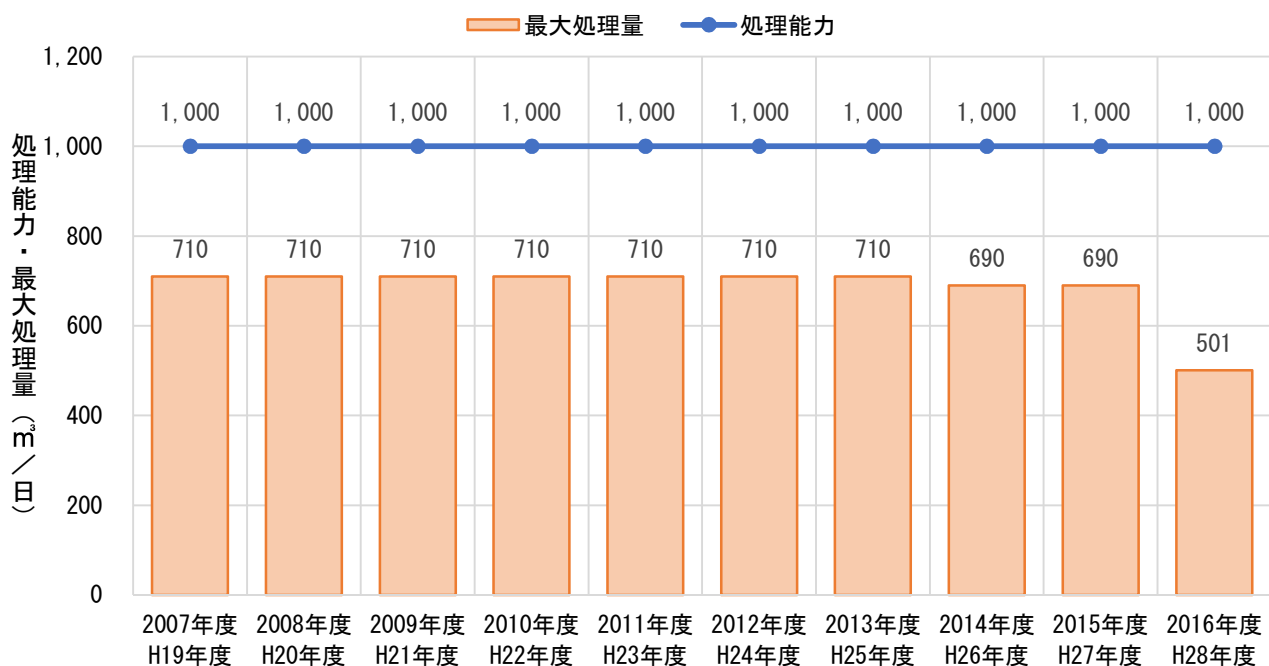


図-8 処理能力と最大処理水量

⑥ 水洗化率について

川上村農業集落排水事業の水洗化率は以下のとおりです（図-9）。近年、増傾向ですが、類似規模団体の平均値より低い水準です。水洗化率は地域の水質保全や使用料収入確保の観点からは高いことが理想です。費用対効果を勘案の上、水洗化率の向上に向けた取り組みが必要です。

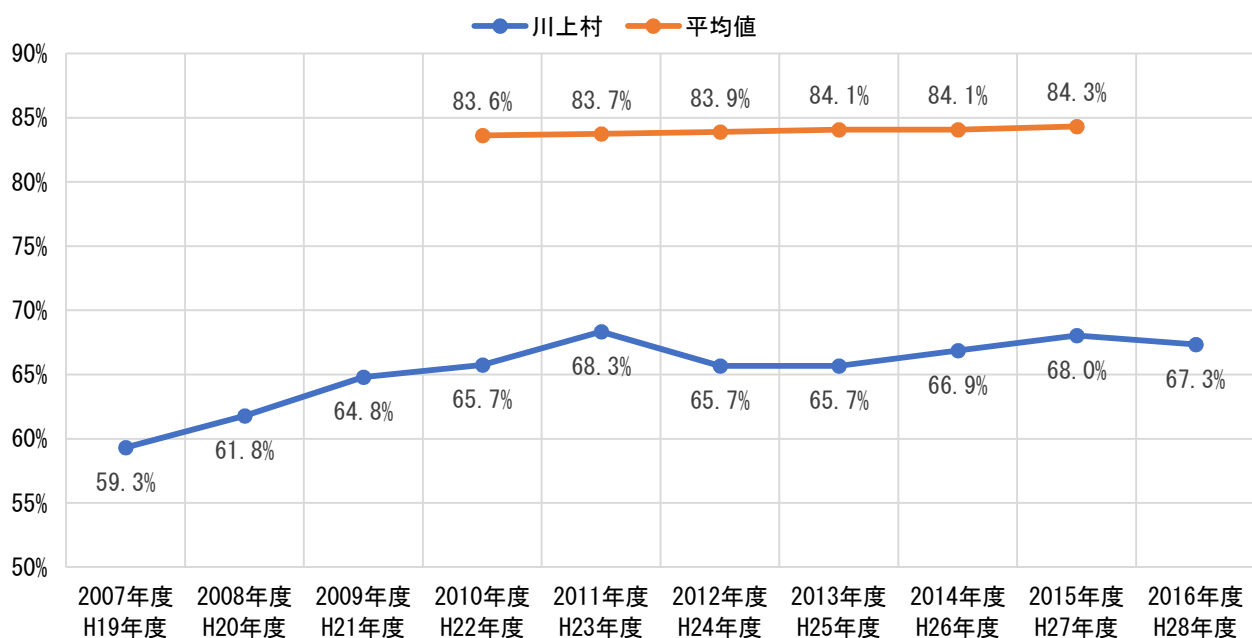


図-9 水洗化率

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

川上村人口ビジョンの人口推計を参考に処理区域内人口の変動を予測しています(図-10)。

川上村の人口は、平成 28 年度末で 4,067 人です。川上村人口ビジョンでは、2022 年度(平成 34 年度)に 3,707 人、2027 年度(平成 39 年度)では 3,486 人と推計しています。

処理区域内人口も、人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定しています。

2023 年度(平成 35 年度)に区域内人口及び減少していますが、これは現在農業集落排水事業の処理区域である大深山処理区を特定環境保全公共下水道へ統合を予定していることによるものです。

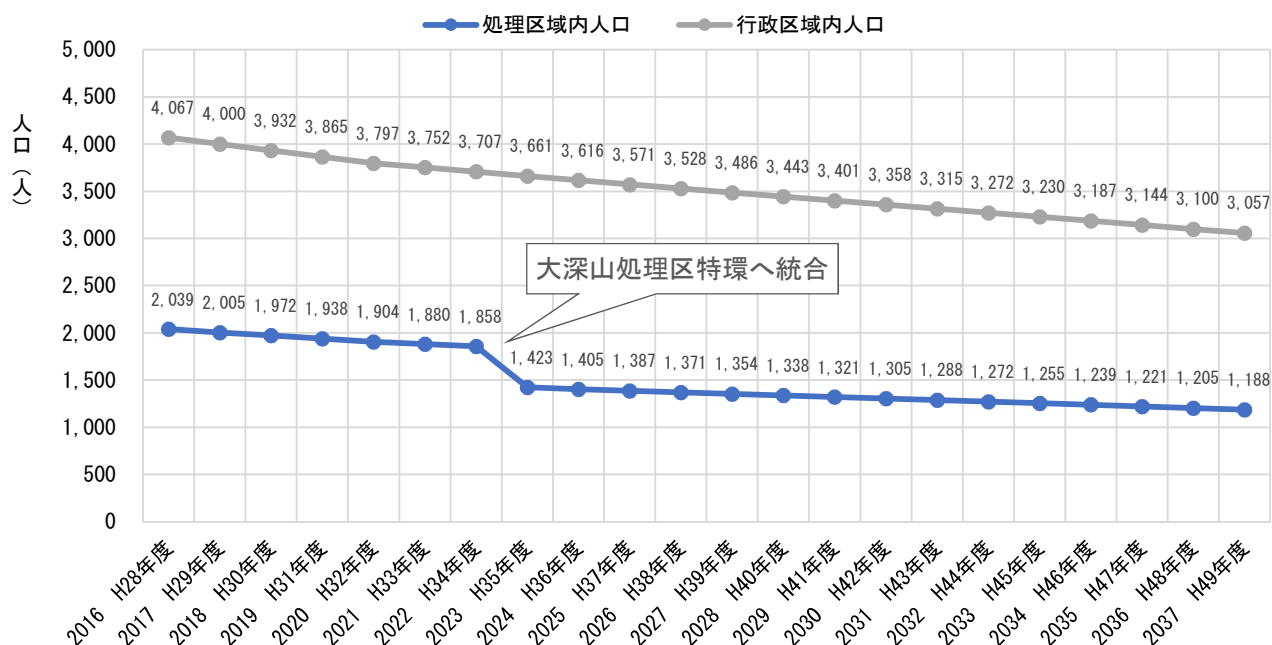


図-10 人口推計

(2) 汚水処理需要の予測

過去の推移をみると、水洗化率と有収水量の間には相関関係があることが確認できます。

そのため、有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計をもとに水洗化率、水洗便所設置済み人口1人あたり有収水量などを使用して推計しました(図-11)。

人口は逓減するものの、水洗化率は逓増するものと推計しています。

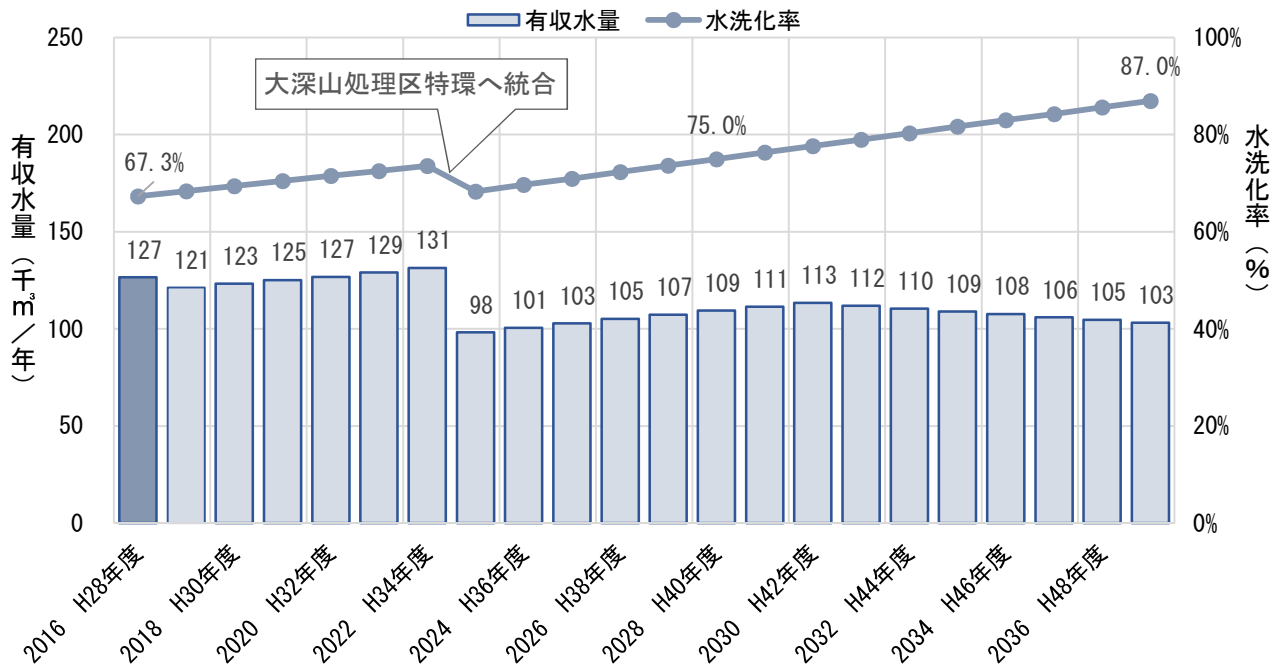


図-11 水洗化率と有収水量

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、料金改定が無い限りは有収水量に比例します。

そのため、使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量あたりの平均使用料収入額等を加味して予測しています（図-12）。

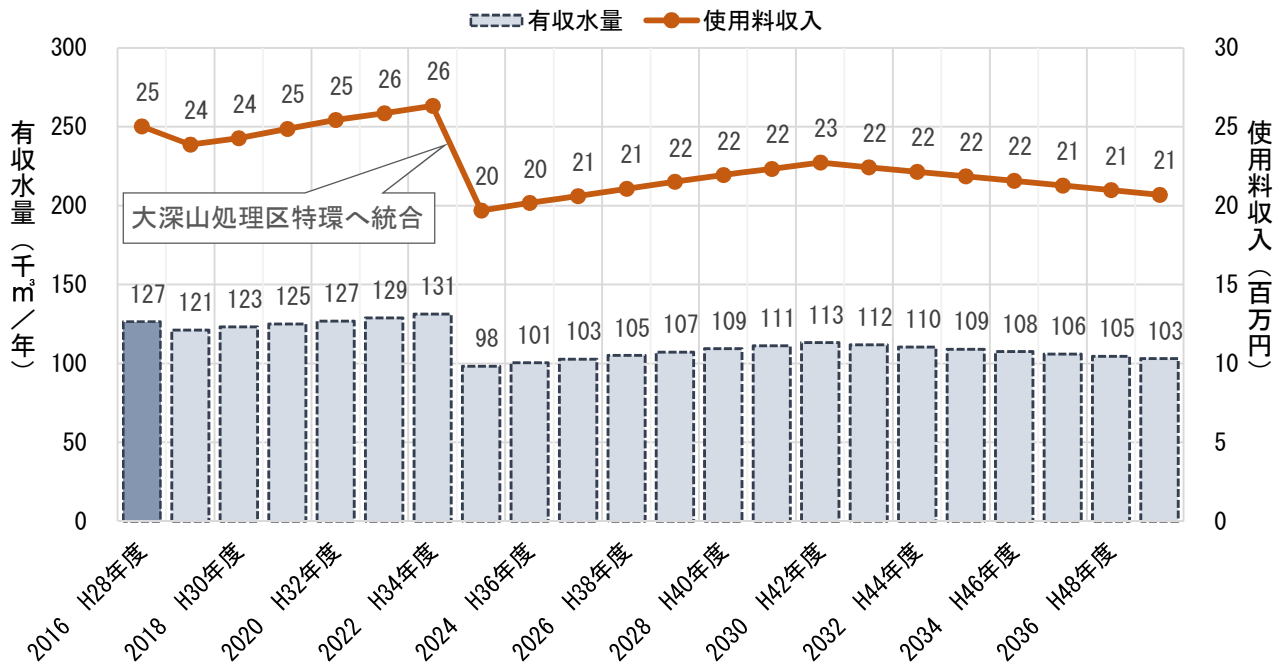


図-12 有収水量と料金収入

(4) 施設の見通し

川上村農業集落排水事業は、平成4年度に事業着手し、平成7年4月に一部供用開始しました。建設事業は、平成13年度までの10年間に及んでおり、この間の総事業費は5,156百万円となっています(図-13)。

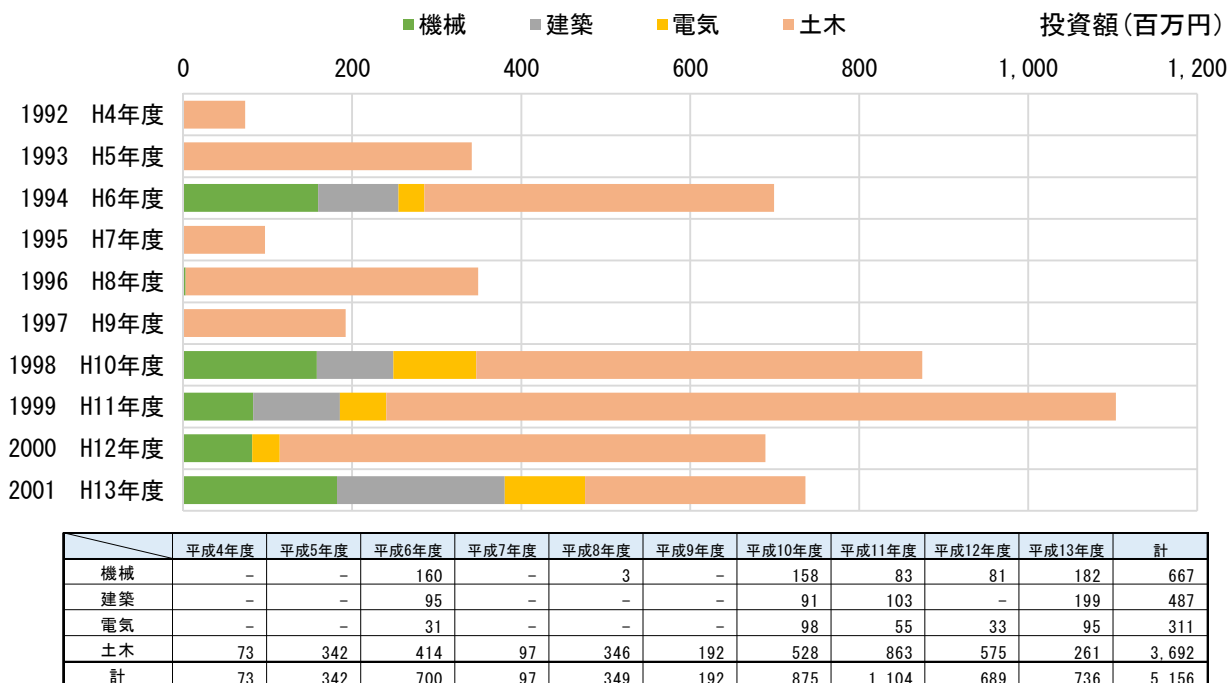


図-13 年度別投資額

また、施設の更新需要は、法定耐用年数で更新する場合は図-14(1)のように、法定耐用年数の1.5倍で更新する場合は図-14(2)のようになります。

この間の更新需要は、法定耐用年数での更新の場合1,015百万円、法定耐用年数の1.5倍での更新の場合788百万円となります。

川上村農業集落排水事業の工事完了が平成13年度と新しいことに加え、大深山処理区の特定環境保全公共下水道事業への統合に伴う投資との重複を避ける観点から、法定耐用年数の1.5倍で施設設備の更新を行うこととします。

その場合、更新需要が発生するのは、電気機械設備が更新期を迎える2028年度(平成40年度)以降となります。この時期には、特定環境保全公共下水道事業についても更新需要を迎えることから長期的な視点で財源を確保しつつ、更新投資額を平準化する対策が必要になります。

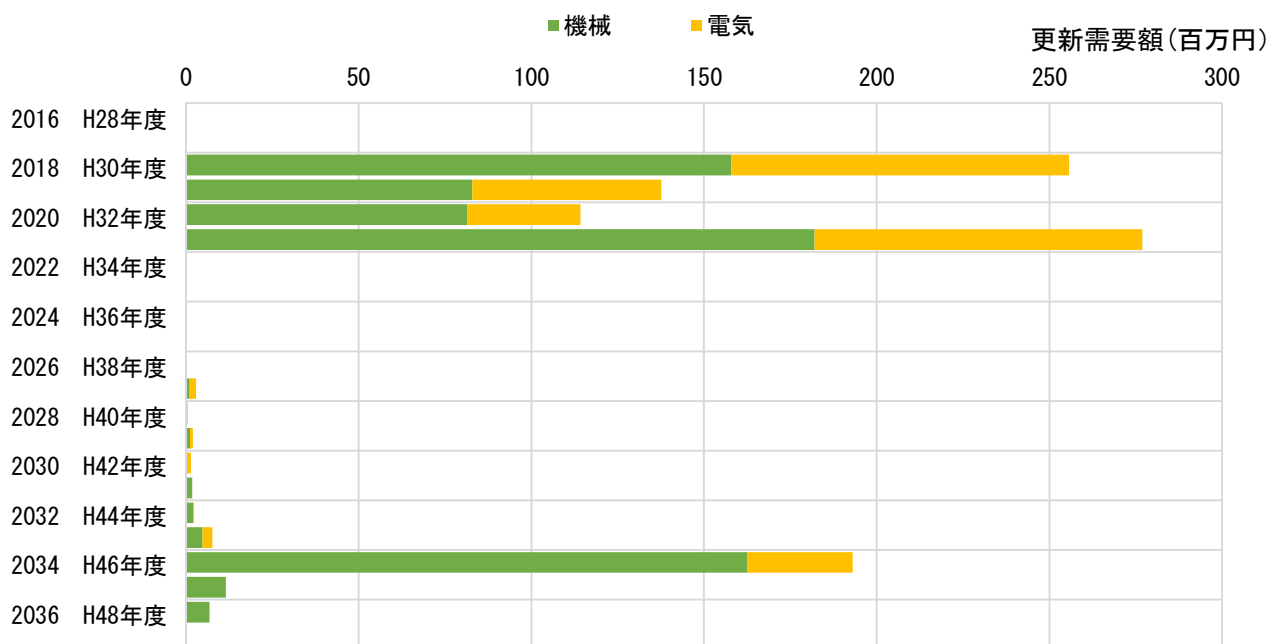


図-14(1) 施設設備更新需要額
(法定耐用年数で更新の場合)

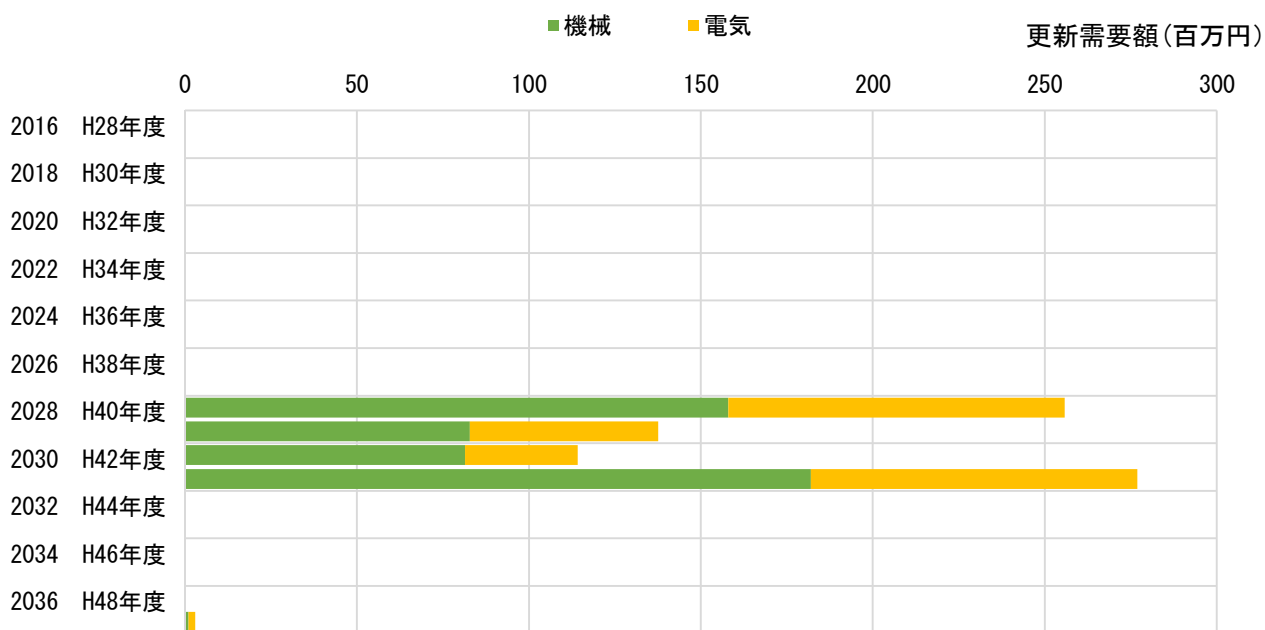


図-14(2) 施設設備更新需要額
(法定耐用年数の1.5倍で更新の場合)

(5) 組織の見通し

現在、職員はすべて水道事業も兼務をしており、実質的に上下水道を一体として運営することで間接業務経費を削減しています。

また、施設運転維持管理業務の民間委託などにより効率的な運営を行ってまいりました。

今後も委託している業務の効果の確認、委託余地の検討、施設の統廃合予定等から人員の最適化を検討し、民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

3. 経営の基本方針

(1) 基本方針

河川等の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、整備した公共下水道施設の長寿命化及び未接続世帯の接続促進に努めます。

① 未普及地域への取組

既存の集落等、家屋密集地域については整備が完了し、整備済区域内における現在の水洗化率は67%です。引き続き水洗化率の向上に努めます。

② 地震対策への取組

重要な幹線や処理場施設の耐震診断を行い、想定される被害への対策・対応について検討します。施設の耐震診断等の結果を踏まえ、改築更新計画との整合を図りながら、必要な耐震化を進めます。

(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針

① 維持管理の合理化

大深山処理区（農業集落排水事業）の特定環境保全公共下水道事業への統合計画など、引き続き維持管理コストの削減を行い合理化に努めます。

② 間接業務の合理化

料金の収納業務は、上下水道を統合して行うなどこれまでも間接業務の合理化に取り組んでまいりましたが、引き続き合理化の余地が無いか検討してまいります。

③ 収納対策

農業集落排水事業は、受益者負担の原則に基づき、使用料を徴収し、この収入をもって維持管理費や資本費をまかなう独立採算制を原則とする事業です。

使用料の未納が発生すると、事業運営のために必要な収入が確保できず、安定的なサービスの提供やインフラの維持が困難になるおそれがあります。また、適正に納付いただいている利用者の皆様との間に不公平が生じてしまいます。

滞納の防止策として、納期限が経過した使用料については、速やかに「連絡」、「督促」、「訪問」、「納付相談」等により徴収を図ります。

④ 料金水準の見直し

適正な料金水準について、定期的に検討を行い、必要に応じて料金体系の見直しを行います。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

施設設備については、しゅん工から 16 年経過と比較的新しいことから当面更新の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

（単位 千円）

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)
収益的収入	112,531	112,296	112,036	111,090	107,273
料 金 収 入	24,277	24,858	25,429	25,863	26,323
他会計繰入金	88,253	87,438	86,608	85,228	80,950
資本的収入	69,345	69,160	69,991	73,837	70,699
地 方 債	—	—	—	—	—
他会計補助金	69,345	69,160	69,991	73,837	70,699
国 県 補 助 金	—	—	—	—	—
	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)
収益的収入	98,413	88,447	80,234	76,995	68,981
料 金 収 入	19,694	20,170	20,611	21,077	21,506
他会計繰入金	78,719	68,277	59,623	55,918	47,475
資本的収入	65,242	66,122	66,018	63,953	61,525
地 方 債	—	—	—	—	—
他会計補助金	65,242	66,122	66,018	63,953	61,525
国 県 補 助 金	—	—	—	—	—

当面は、一般会計からの繰入金が主な収益源となります。財政状態及び経営状況、汚水処理原価などの把握に努め、利用者への情報開示を通して、独立採算の観点から適正な使用料水準を検討していきます。

ア 使用料収入

処理区域内人口推計や汚水処理水量の見込み等により試算した結果です。

計画期間内での料金の改定は消費税の増税に伴うもの以外には織り込んでいません。消費税の増税による影響は、2019 年度（平成 31 年度）以降に見込んでいます。

イ 他会計繰入・補助金

一般会計からの繰入金は、図-15 のとおり予定しています。

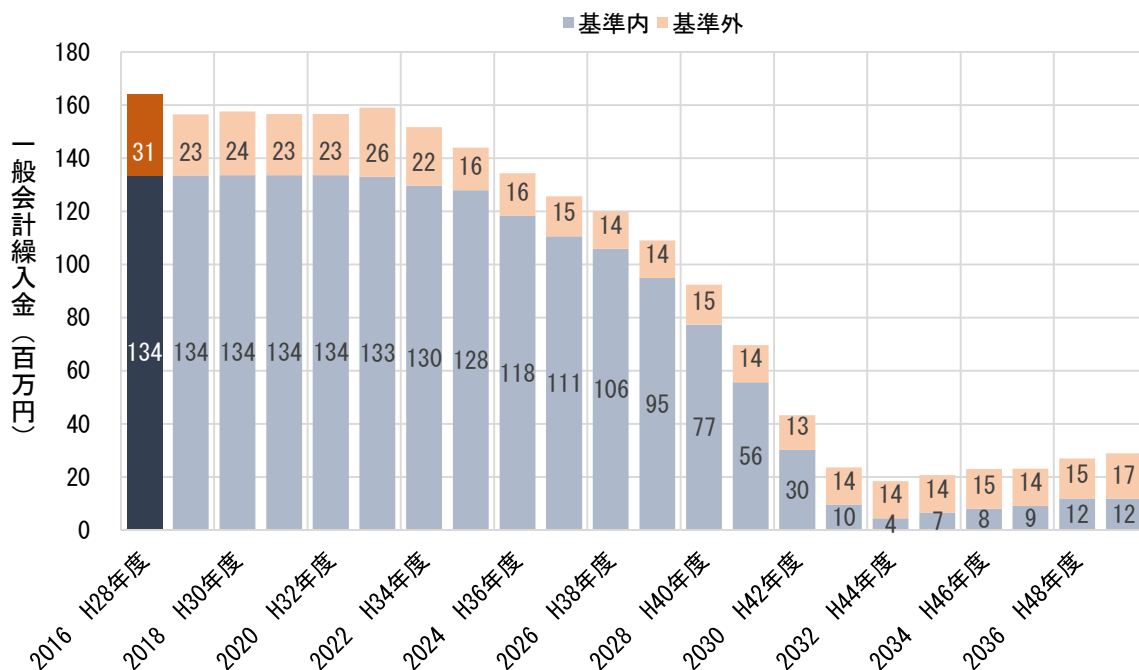


図-15 一般会計繰入金

ウ 地方債

使用料収入以外の財源としては、設備投資の財源として地方債を予定しています。

償還方法は元利均等償還です。地方債残高は償還が進み、平成 28 年度で約 1,355 百万円のところ、2027 年度（平成 39 年度）には約 169 百万円まで減少する見込みです（図-16）。

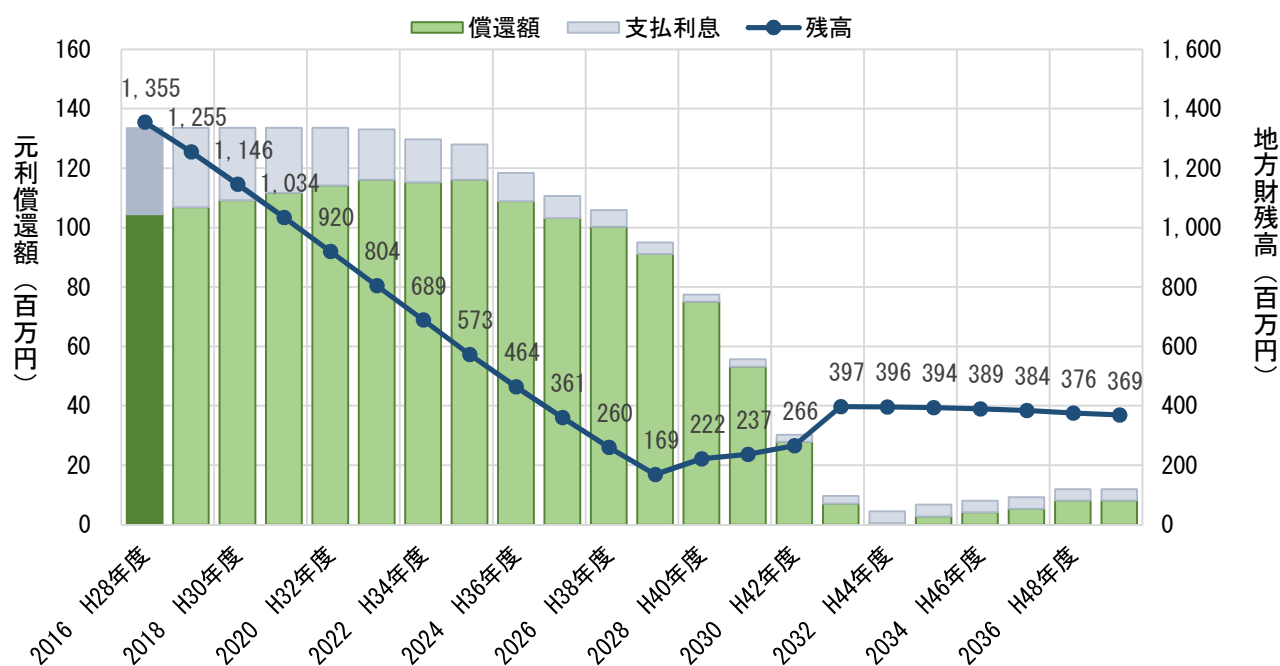


図-16 地方債償還金、支払利息及び残高

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息については、平成 28 年度までに借入れた企業債の支払利息を算出の上、2018 年度（平成 30 年度）以降の企業債借入による支払利息増加分を合算して算出しています。

計画期間の起債条件は下水道事業債を償還期間 40 年、元金償還据置期間 5 年、利率は 1.0%と仮定して試算しています。

その他の経費については、必要最低限の額として、平成 28 年度以前直近の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

なお、将来の消費税増税については、2019 年度（平成 31 年度）から税率 10%で試算をしています。増税分は料金に転嫁することを想定しています。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資計画についての考え方・検討状況

施設設備については、前述のとおり、施設整備の完了が平成 13 年度と比較的新しいことから、法定耐用年数の 1.5 倍で設備、管渠の更新需要が本格的に発生するのは、2028 年度（平成 40 年度）以降となります。

長期的な視点で財源を確保しつつ、更新投資額を平準化する対策が必要になります。

② 災害対応への取り組み

重要な幹線や処理場施設の耐震診断を実施し耐震診断結果から想定される被害への対策・対応について検討を行うとともに、改築更新計画との整合を図りながら、必要な耐震化を進めます。

③ 更新工事の合理化

道路改良事業、簡易水道事業等他工事との連携強化や同時・一括施工、新システムの採用等により工事費の抑制に努めます。

また、施設の更新時には、他の団体との共同処理の可能性も検討し、また更新する施設の処理能力についても将来の需要動向も踏まえて検討し、過剰な設備投資とならないように努めます。

④ 財源についての検討

使用料収入については、長期的には人口減少の影響を受けるものと予測されます。

使用料の適正な水準について定期的に検討を行い、必要に応じて料金改定を行い健全な経営に努めます。また、現在発生している未収金については、引き続き督促状の発送や催告書の発送、電話での催促や戸別訪問等によってその解消に努めます。

⑤ 水洗化率の向上

水洗化率の向上のため、未水洗家屋の実態把握調査や訪問指導などの手段により、処理区域内での早期水洗化の推進に努めます。

⑥ 投資以外の経費の検討

ア 上下水道事業の包括的な検討

簡易水道事業、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の 3 事業は、非常に関連の深い事業です。3 事業をひとつの大きな括りとして捉え、包括的に事業運営の検討を進めます。また、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の処理場の一括管理の検討に取り組みます。

イ 民間委託の検討

川上村では、施設運転維持管理の業務の民間委託を行っています。

今後も、民間活力・ノウハウを活かし、効率的な経営の実現につなげていきます。なお、この検討にあたっては、コストメリットや業務負荷削減効果等を比較考慮するとともに、委託料全体の抑制も意識して検討を進めます。

ウ 人員数の検討

人員数については、既に削減してきており、これ以上削減すると事業の継続が困難な状況です。

エ 経営基盤の向上対策

決算状況の公開や分析により、経営状況の的確な把握を行い、適正な収支バランスの確保に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、4年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

以上

投資・財政計画（収支計画）

(単位 千円、%)																	
年 度			No.	前々年度 (平成27年度)	前年度 (平成28年度)	本年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)	
収 益 的 収 入 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総収益 (A)	1	141,841	145,644	112,863	112,531	112,296	112,036	111,090	107,273	98,413	88,447	80,234	76,995	68,981	
		(1) 営業収益 (B)	2	24,149	25,020	23,880	24,277	24,858	25,429	25,863	26,323	19,694	20,170	20,611	21,077	21,506	
		ア 料金収入	3	24,149	25,020	23,880	24,277	24,858	25,429	25,863	26,323	19,694	20,170	20,611	21,077	21,506	
		イ 受託工事収益 (C)	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ウ その他	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(2) 営業外収益	6	117,692	120,624	88,984	88,253	87,438	86,608	85,228	80,950	78,719	68,277	59,623	55,918	47,475	
		ア 他会計繰入金	7	117,048	120,604	88,984	88,253	87,438	86,608	85,228	80,950	78,719	68,277	59,623	55,918	47,475	
		イ その他	8	644	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	収 益 的 支 出	2 総費用 (D)	9	84,180	77,812	74,030	71,797	69,960	68,066	68,818	63,087	47,287	44,971	42,936	41,154	39,487	
		(1) 営業費用	10	51,908	47,751	46,309	46,346	46,778	47,214	50,488	47,291	34,316	34,356	34,396	34,436	34,477	
		ア 職員給与費	11	6,500	3,685	3,722	3,759	3,797	3,835	3,873	3,912	3,951	3,990	4,030	4,071	4,111	
		うち退職手当	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		イ その他	13	45,408	44,066	42,587	42,587	42,981	43,379	46,615	43,379	30,365	30,365	30,365	30,365	30,365	
		(2) 営業外費用	26	32,272	30,061	27,722	25,451	23,182	20,853	18,330	15,796	12,971	10,616	8,541	6,718	5,011	
		ア 支払利息	27	31,195	28,957	26,660	24,372	21,951	19,466	16,919	14,361	11,897	9,515	7,416	5,569	3,838	
		うち一時借入金利息	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		イ その他	29	1,077	1,104	1,061	1,079	1,230	1,387	1,411	1,436	1,074	1,100	1,124	1,150	1,173	
		3 収支差引 (A)-(D) (E)	30	57,661	67,832	38,833	40,733	42,337	43,970	42,273	44,186	51,126	43,476	37,298	35,841	29,493	
		資 本 的 収 入 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資本的収入 (F)	31	42,988	44,755	81,545	69,345	69,160	69,991	73,837	70,699	65,242	66,122	66,018	63,953
	(1) 地方債			32	-	-	7,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち資本費平準化債			33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 他会計補助金			34	42,988	43,760	67,545	69,345	69,160	69,991	73,837	70,699	65,242	66,122	66,018	63,953	62,525
	(3) 他会計借入金			35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) 固定資産売却代金			36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(5) 国（都道府県）補助金			37	-	-	7,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(6) 工事負担金			38	-	995	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(7) その他			39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資 本 的 支 出		2 資本的支出 (G)	40	102,333	112,129	121,753	109,226	111,647	114,133	116,146	115,289	116,064	108,884	103,225	100,302	91,162
			(1) 建設改良費	41	-	700	14,885	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち職員給与費			42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2) 地方債償還金 (H)			43	102,333	104,572	106,868	109,226	111,647	114,133	116,146	115,289	116,064	108,884	103,225	100,302	91,162	
(3) 他会計長期借入金返還金			44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 他会計への繰出金			45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) その他			46	-	6,857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 収支差引 (F)-(G) (I)			47	△59,345	△67,374	△40,208	△39,881	△42,487	△44,142	△42,309	△44,590	△50,822	△42,762	△37,207	△36,349	△28,637	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			48	△1,684	458	△1,375	852	△150	△172	△36	△404	304	714	91	△508	856	
積 立 金 (K)			49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)			50	2,604	920	1,378	3	855	705	533	497	93	397	1,111	1,202	694	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)			51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			52	920	1,378	3	855	705	533	497	93	397	1,111	1,202	694	1,550	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実質収支 (N)-(O)	黒 字 (P)		54	920	1,378	3	855	705	533	497	93	397	1,111	1,202	694	1,550	
	赤 字 (Q)		55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			55	76	80	62	62	62	61	60	60	60	57	55	54	53	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不 足 額 (R)			56														
営業収益－受託工事収益 (B)- (C) (S)			57	24,149	25,020	23,880	24,277	24,858	25,429	25,863	26,323	19,694	20,170	20,611	21,077	21,506	
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×100)			58														
健全化法施行令第16条により算定した (T)			59														
健全化法施行規則第6条に規定する (U)			60														
健全化法施行令第17条により算定した (V)			61														
健全化法第22条により算定した ((T) / (V) ×100)			62														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)			63														
地 方 債 残 高 (X)			64	1,459,596	1,355,024	1,255,156	1,145,929	1,034,282	920,149	804,003	688,715	572,650	463,767	360,542	260,239	169,077	

○ 他会計繰入金 (単位 千円)

年 度		前々年度 (平成27年度)	前年度 (平成28年度)	本年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)	2025年度 (平成37年度)	2026年度 (平成38年度)	2027年度 (平成39年度)
区 分														
収 益 的 収 支 分	65	117,048	120,604	88,984	88,253	87,438	86,608	85,228	80,950	78,719	68,277	59,623	55,918	47,475
うち基準内繰入金	66	90,540	89,769	88,984	88,253	87,438	86,608	85,228	80,950	78,719	68,277	59,623	55,918	47,475
うち基準外繰入金	67	26,508	30,835	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分	68	42,988	43,760	67,545	69,345	69,160	69,991	73,837	70,699	65,242	66,122	66,018	63,953	62,525
うち基準内繰入金	69	42,988	43,760	44,545	45,345	46,160	46,991	47,837	48,699	49,242	50,122	51,018	49,953	47,525
うち基準外繰入金	70	-	-	23,000	24,000	23,000	23,000	26,000	22,000	16,000	16,000	15,000	14,000	15,000
合計	71	160,036	164,364	156,529	157,599	156,599	156,599	159,065	151,649	143,961	134,399	125,641	119,871	110,000

経営比較分析表

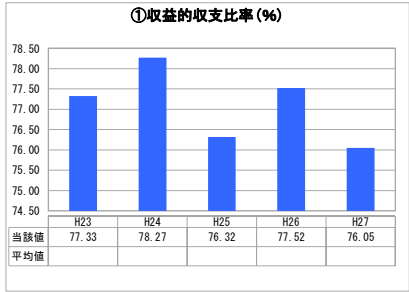
長野県 川上村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	50.05	80.29	2,808

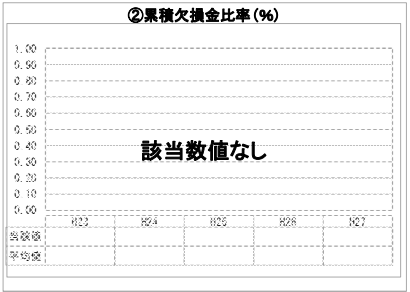
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,103	209.61	19.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,031	1.21	1,678.51

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

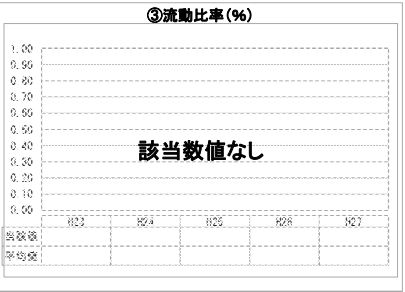
1. 経営の健全性・効率性



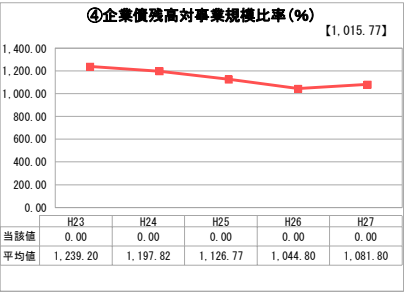
「単年度の収支」



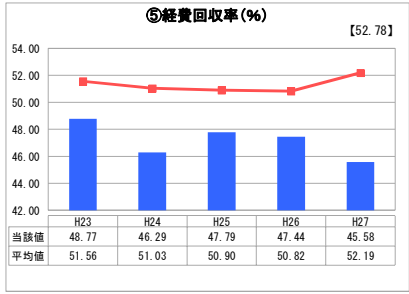
「累積欠損」



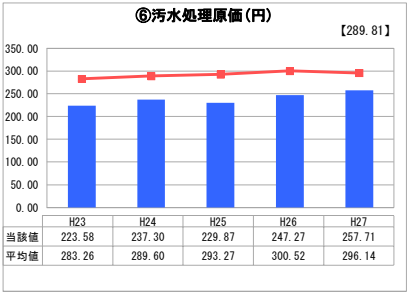
「支払能力」



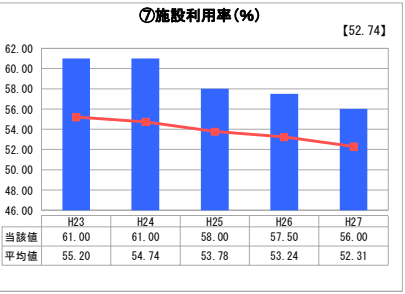
「債務残高」



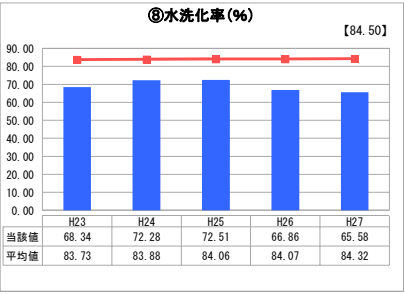
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

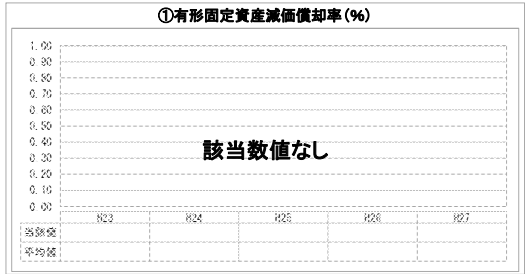


「施設の効率性」

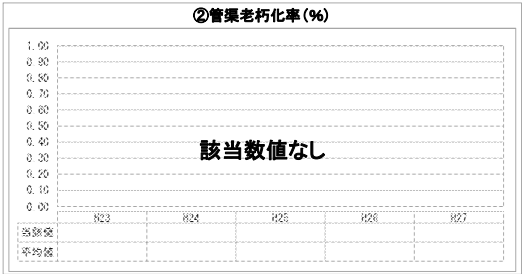


「使用料対象の捕捉」

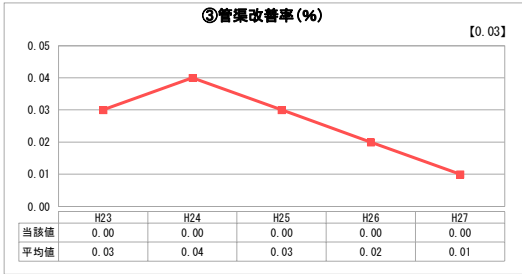
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

一般会計繰入金が総収入の85.4%を占めており、料金収入では施設管理費も賄えない状況である。現在の下水道使用料の7～8倍に値上げしないと使用料収入では事業が運営出来ないが、水洗化率が低迷している状態での下水道料金の値上げも難しい状態にある。下水道事業開始以前は合併浄化槽の普及を進めていたため、現在も水洗化率が低迷している。啓発活動を強化して水洗化率の向上に努め、施設の有効利用をしていく。

2. 老朽化の状況について

供用開始後13～20年が経過し、今後処理施設及びマンホールポンプ場の機器修繕・機器更新が増加してくる。

全体総括

今後も一般会計繰入金を充当する経営が続くが、整備は100%終了しているため、今後増加する維持管理費を補うために水洗化率の向上に努め料金収入の増加に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

用語解説

用語	説明
一 般 会 計	一会計年度（4月1日から翌年3月末日まで）における地方公共団体の現金収入と現金支出（歳入・歳出）の出納を一般的に経理する会計のうち、行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計のこと。
一般会計繰入金	農業集落排水事業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚 水 処 理 原 価	$\text{汚水処理費（公費負担分除く）} \div \text{年間有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]$ 有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。
簡 易 水 道 事 業	計画給水人口が5,000人以下の水道事業の用に供する水道のこと。
管 渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管 渠 更 新 率	$(\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} \div \text{下水道布設延長}) \times 100$ 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。管渠の更新ペースや状況を把握できる。
行政区域内人口	行政を行う上での地域の区分内での住民基本台帳に基づく人口。
経 営 戦 略	各農業集落排水事業者が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を主な構成要素とする。
経 費 回 収 率	$(\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理量（公費負担分除く）}) \times 100$ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
建 設 改 良 費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
下 水 道 普 及 率	$(\text{処理区域内人口} \div \text{行政区域内人口}) \times 100$ 区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合で、下水道普及状況を示す。
下 水 道 汚 泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することで、脱水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。

用語	説明
下水道資源	下水道の処理水や汚泥に含まれるエネルギー資源として有効利用できるもの。
公共下水道	主として市街地における家庭や工場等からの下水を排除し、処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
施設利用率	$(\text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力}) \times 100$ 施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合。施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
資本的収支	事業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良に係る地方債償還金などの支出とその財源となる収入のこと。
資本費	農業集落排水事業の施設（処理場や下水道管）を建設するときに借り入れた地方債の元利償還金
収益的収支	農業集落排水事業の営業活動に伴って発生する収入と支出のこと。
収益的収支比率	$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$ 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
受益者負担金	下水道管が接続され下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用のこと。
収納率	下水道使用料の調定額に対し、実際に収納された金額の割合のこと。
浄水場	浄水処理に必要な設備がある施設のこと。原水の水質により浄水方法は異なる。
使用料単価	$\text{下水道使用料} \div \text{年間総有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]$ 使用料の対象水量 1 m ³ あたりの使用料収入で、使用料の料金水準を示す。
処理区域内人口	農業集落排水事業の計画区域内の人口。計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
水洗化率	$(\text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口}) \times 100$ 農業集落排水事業により下水道を整備した区域において、水洗便所等の設置により下水道を利用している人口の割合を表した指標。

用語	説明
耐震化、地震対策	地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性、重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制を確保すること。また、施設の耐震性能を確保する対策のこと。
耐震化率・耐震適合率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合のこと。 耐震適合率とは、管渠の総延長に対して、耐震適合性のある管路の延長が、どの程度あるのかを示す割合のこと。
耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数のこと。
ダウンサイジング	需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
地方債	事業資金に充てるために国等から調達する長期の借入金のこと。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
地方債残高対事業規模比率	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$ 料金収入に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。
長寿命化計画	事故の防止とライフサイクルコスト（設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計）の最小化を考慮した計画的な工事を実施するため策定する行動計画のこと。
特定環境保全公共下水道事業	自然環境の健全又は農山漁村における水質保全に資する公共下水道事業。対象人口は、1,000人～10,000人とされている。
農業集落排水事業	農業振興地域内の農業集落を対象とした農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした事業。受益戸数が、概ね20戸以上、1,000戸以下とされている。
バイオマス	生物由来の再生可能な有機性資源のことで、化石資源は除く。下水道では、消化ガスや汚泥等が該当する。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これらの侵入水のこと。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
有収水量	下水道使用料の対象となった水量のこと。

用語	説明
有 収 水 量	使用料徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。
有 収 率	$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総配水量}) \times 100$ 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。
流 域 下 水 道	行政区域にとらわれることなく、一つの河川・湖沼などの区域にある二つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めて、終末処理場で浄化し、公共用水域に放流する大規模な下水道のこと。
使 用 料 回 収 率	$(\text{使用料単価} \div \text{給水原価}) \times 100$ 汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標。料金水準等を評価することが可能である。
使 用 料 単 価	$\text{使用料収入} \div \text{年間有収水量} [\text{円}/\text{m}^3]$ 下水道使用料の対象となった水 1 m ³ あたりで得られた収入。下水道使用料の水準を示す指標。
類 似 規 模 団 体 平 均	下水処理形態、公営企業法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のこと。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。 P F I との違いは、P F I は公共が基本的な企画計画を作成するが、P P P では企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より広い範囲を民間に任せる手法となっている。